



Title	近代ドイツにおけるプレスの自由の成立とその展開 (下)
Author(s)	的場, かおり
Citation	阪大法学. 2006, 56(2), p. 155-183
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54883
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近代ドイツにおける プレスの自由の成立とその展開（下）

的 場 か オ リ

はじめに

第一章 十九世紀までのプレスの自由

一 プレスの自由

二 檢閲

三 檢閲実務——ザクセンを例として——

第二章 一九世紀前半におけるプレスの自由の展開

一 ナポレオンの支配

二 プレスの自由の展開（以上、五六巻一号）

三 ドイツ同盟規約一八条d

四 メッテルニヒとプレスの自由

第三章 同盟プレス法の制定とその再評価

一 カールスバートの決議

二 同盟プレス法

第二章 一九世紀前半におけるプレスの自由の展開

三 ドイツ同盟規約一八条d

(1) DBA一八条dの成立

解放戦争で勝利を収めたドイツ諸ラントは、復古主義的な秩序をヨーロッパに蘇らせるべく、ウィーン会議を開催した。翌一八一五年にはドイツ同盟が発足し、同盟規約が発効する⁽⁶⁵⁾。ドイツ同盟の特徴は、同盟加盟国自らが主権国家として内政と外交を行なうという比較的緩やかな国家連合体である点に求められるが、ここでは、この同盟体制の下においてプレスの自由がどのように解釈され条文化されたのかということについて省察し、プレスの自由とその法的保障をめぐる立法過程を明らかにする。

DBA一八条は、「同盟關係にある諸侯ならびに自由都市は、ドイツ同盟加盟国の臣民に対して次の権利を保障することに同意した。(中略)d 同盟議会は、その第一回会議においてプレスの自由ならびに複写物に対する著作者と出版者の諸権利の保障に関して一律的命令を制定することに取り組むものである」と定める。これは、その後の同盟が講じるプレス政策の基盤をなす重要な規定である⁽⁶⁶⁾。

まず一八条dの内容に関して指摘しなければならないのは、プレスの自由と複写物に対する諸権利⁽⁶⁷⁾とが区別して規定されたことである。この区別は、プレスの自由の内容から、プレス業務に携わる者の経済的な利益をめぐる問題が切り離されたことを意味する。後者はその後、版権や著作権という知的財産権の問題として展開を遂げる。つ

まり、プレスの自由から特定のプレス関係者の経済的自由に還元される要素が取り除かれた結果として、すべての人間がもつ精神的自由という要素がプレスの自由の本質をなすこととなつたのである。それゆえに本稿で扱う一八条dの内容は、プレスの自由に関するものであることを付言しておく。

さて、DBA一八条dの成立の経緯を考察すれば、プレスの自由を同盟規約のなかでいかに扱うかをめぐってのオーストリアとプロイセンの見解の相違が確認できる。最終的には、プレスの自由に否定的なオーストリアが⁶⁸プレスの自由を明記するプロイセンの構想に同意し、一八条dは成立する。オーストリアのこの譲歩が、その後のDBA一八条dの解釈をめぐる対立と深く関係するため、本条文の制定過程を検証することから始める必要がある。

オーストリアのウイーン議会全権大使ヴェーゼンベルク Wessenberg⁶⁹が一八一四年に提出した「ドイツ同盟体制*Verfassung*の基盤に関する草案」でも、この草案を下地に作成された一五年のオーストリア草案でも、プレスの自由は臣民の権利カタログに載せられていない。それに対してプロイセンは、一四年七月の「ドイツ同盟体制の基盤に関する草案」において、一定の制約を受けるという留保は設けつつも、市民の権利のひとつにプレスの自由を数え入れる。翌年に出されたプロイセン修正草案では、第一に、著作者、出版者、印刷者はそのプレスに関する責任を国家や私人に対して負うこと、そして第二に、新聞やビラに対してはそれ相応の措置が警察によって講じられることが示され、これらはプレスの自由がこうむる制約として明記されている。⁷⁰このように自由が法律に明定されることは、修正草案起草者のひとり、フンボルトの基本理念に拠るものであろう。フンボルトは、国家と個人それぞれの領域を法律によって相互に画定することを求める。しかしそれは、市民が主体的に自由を享受することを志向するのではなく、国家の権限を制約することで（結果として）市民の自由の活動領域の拡大を図ろうとするものであつた。⁷⁰このように、プレスの自由を認めないオーストリアと、留保つきでプレスの自由を定めるプロイセンとい

う構図が同盟規約制定作業から浮かび上がつてくる。とはいって、その後出されたオーストリア・プロイセン共同同盟規約草案一六条は、「ドイツ同盟諸國の臣民には、同盟国によつて相互に、次のことが保障される。(中略)e 同盟議会は、その第一回会議においてプレスの自由ならびに複写物に対する著作者と出版者の諸権利の保障に関する有益な法律の制定に取り組むものである」と謳い、先のオーストリアの要求は斥けられたかに見える結末を迎えた。

しかし留意すべきことは、共同草案一六条eも、これを下地に成立したDBA一八条dも、プレスの自由という文言を含むがその制約に関する文言は存在しないということである。その意味で一八条dは、プレスの自由をどの程度保障するのかという問題にまで踏み込まない不明瞭かつ玉虫色の規定であった。そしてこの曖昧さがオーストリアを譲歩させ、オーストリアは、この条文を、プレスの自由を保障する点に重点を置いて解釈するのではなく、その制約を規定する点に焦点を合わせて解釈する道を選択した。また、プロイセンの定めるプレスの自由はあくまでも法律の留保を条件としたため、この国もプレスの自由を原則的かつ実質的に保障する用意はなかつたと考えられる⁷²。以上のことから、同盟規約制定過程で見られた両大国の見解の相違は、プレスの自由という文言を挿入するのかしないのかという皮相的なレベルにとどまり、決して本質的なものではない。つまり両国は、一八条dにプレス抑圧の可能性、具体的には検閲の導入の可能性を内包させる点で一致していたと見ると適切であろう。

(2) DBA一八条dに基づくプレスの自由

次に、オーストリアやプロイセン以外がDBA一八条dをどのように解釈したのかを考察することによつて、二大国の期待とは異なる別の作用がこの規定から導出されたことを明らかにする。つまり、一八条dはプレスの自由を保障する命令を制定するよう命じる条文であるという解釈である。

オルデンブルクの全権大使ベルク von Berg⁽⁷³⁾は、ドイツ同盟の創始者たちは、分別あるプレスの自由が妨げられることなくすべてのドイツ人に享受される」とを切望し、プレスの自由は、DBA一八条によりドイツ同盟諸国⁽⁷⁴⁾のすべての臣民に保障することが合意された権利のひとつである、という演説を同盟議会で行なっている。また、一八条dにしたがって同盟議会がプレスの自由に関する一律的な措置を講じる義務を負う以上、議会はこの義務を早急に履行しなければならないとして、ベルクは、同盟議会のイニシアティブの下でのプレス法制の構築を主張する。他方でベルクはプレスの濫用について触れ、自由とは常に法律に基づいて存在する以上、その自由の限界もまた最終的には国家権力が確定しなければならないとも述べている。しかしここでのベルクの関心は、プレスの濫用ではなくプレスの自由の保障に向けられ、彼は、一八条dに基づきプレスの自由を保障する法制度の整備を行なうことを目下の同盟議会の課題と位置づけ、その法制度によってプレスの自由の保障を確認したうえで、プレスの濫用については別に規定するよう示唆していると解せられる。

DBA一八条dがプレスの自由の保障を定めると解釈されていたことは、この時期に立憲化した西南ドイツの諸ラントの憲法規定からも明らかとなる。それらの憲法ではプレスの自由が明記されたのである。以下では、西南ドイツの憲法におけるプレスの自由規定を確認しておこう。

まず、ベルクと同様に、臣民にプレスの自由を保障する根拠はDBA一八条dにあると主張したのが、ザクセン＝ヴァイマール＝アイゼナッハの全権大使である。一八一六年五月に制定された同国の憲法ではプレスの自由が保障されており⁽⁷⁵⁾、全権大使は一七年の同盟議会で、同国の憲法がプレスの自由に対する権利を承認したのはDBA一八条に基づいてであると明言している。

次に、一七年に制定されたヴュルテンベルクの「プレス法」⁽⁷⁶⁾は、「検閲なしにすべてのものを印刷させ、すべて

の印刷物を流布すること」を許可する。カールスバートの決議直後の一九年九月二五日に公布された同国憲法第三章二八条は、「プレスと書籍業の自由は完全に認められる。しかし、濫用を防ぐための現行法あるいは将来公布される法律の監視の下で認められる」と制約の可能性は残しつつも、プレスの自由は原則として完全に承認される。

さらに一八年五月二六日のバイエルン憲法第五部二一条は、「プレスと書籍業の自由は、これに関する出されると特別な勅令が定める諸規定によって保障される」と定め、同日「プレスと書籍業の自由に関する勅令」が出された。⁽⁷⁶⁾勅令一条では、完全なプレスの自由が保障されると明記され、政治的な書物と定期刊行物には事前検閲が義務づけられた。しかし、バイエルンと他の同盟国の関係を危険に晒す政治的内容が専ら検閲の対象とされたために、実際の検閲は緩やかなものであった。この結果として反体制的なプレスの発行がバイエルンで相次ぎ、三一年には検閲強化を狙うプレス条令が出された。ところが、市民たちがこの条令を、憲法が保障するプレスの自由を侵害するという理由から拒絶したという事実から、バイエルンではプレスの自由が憲法律的に保障されているという認識が少なくとも市民層にはすでに浸透していたことがうかがえる。⁽⁷⁷⁾

最後に、プレスの自由の法的保障を論じる際に看過できないのが、バーデンである。一八年八月の同国憲法は、「バーデン人の公民権ならびに政治的権利」を定める第二部一七条において「プレスの自由は今後同盟議会が定める諸規定にしたがって取り扱う」と規定した。一九年ドイツ同盟が事前検閲の導入を決議したにもかかわらず、バーデンは三一年には検閲の廃止を法律で定めた。三一年の法律の制定は、バーデン・ラント議会における自由主義者たちの努力に依る。そのひとりであるヴエルカーは、同盟がプレスの自由に関する有効な規定を公布することを怠っている以上、バーデンはプレスの自由を独自で導入する正当性を有していると主張する。ヴエルカーをはじ

めとする立法者意思は、同盟プレス法はプレスの自由を保障するものではないがゆえに、プレスの自由を法的に貫徹する法律の制定をラントレベルで行なうというものであった。

彼ら自由主義者たちの理解によれば、すべての人間は印刷物を通して自分の思想を複製する権利をもち、このプレスの自由は、一方では、思想を自由に伝達することによって人間の知識を陶冶し、祖国の問題を自由に論じたり、代表を通して祖国の問題を共同決定することに参加したりすることを可能にする。他方では、プレスの自由は、この自由が存することで国民の声という真実を耳にするという成果を統治者にもたらす。しかし彼らにおいてもこのプレスの自由は無制約な権利とは理解されず、他人の権利領域を侵害するような場合には国家はそれを予防するための制約を課すとされる。ある事案においてプレスの自由の保障とその制約のいずれが妥当するのかを判断する際には、これら二つのいずれが国家により大きな損害を与えるのかということを斟酌することが重要であると説く。⁽⁸²⁾ ただし西南ドイツ自由主義者たちのプレスの自由論の特徴は、プレスの濫用を検閲という警察システムではなく司法システムの下で解決し、陪審裁判所でプレス犯罪を審判することを求める点にある。

以上のように、同盟議会全権代表の見解や西南諸ラントの憲法から、プレスの自由は原則として法的保障を受けるが法律によってその限界が定められる、つまり、国民のプレスの自由が原則として保障され、その自由を制約する国家行為は法律で明定されねばならないということが確認できる。したがって、DBA一八条dは、あくまでもプレスの自由に関しての保障を促すもので、検閲などプレス抑制の法制化を一義的に定めるものではないと解釈されていたことはここから明白であろう。この点において、プレスの自由に法的保障を与えることに寄与したDBA一八条dの役割は正当に評価されねばならない。

四 メッテルニヒとプレスの自由

(1) メッテルニヒとプレスの濫用

前述の解釈とは全く異なるD B A一八条d解釈を行なう勢力が存在する。それは、そもそもプレスの自由という文言を同盟規約に入れることに反対したオーストリアである。一度は同盟規約の制定過程でプレスの自由という文言を甘受したオーストリアだが、その一八条dの解釈に際して再び、プレスの自由を完全に否定する姿勢を貫こうと試みる。⁽⁸³⁾

オーストリアのプレス対策を先導したのが、宰相メッテルニヒ K. W. L. v. Metternich⁽⁸⁴⁾である。彼は、ウイーン会議以降ドイツ同盟政策決定に深く関与し、同盟におけるプレス法制の基盤となるカールスバートの決議を主導した人物である。そしてメッテルニヒの政策を理論面で支えたのがゲンツ F. Gentz⁽⁸⁵⁾である。ゲンツがプレスの自由を保障することを糾弾していることからも、⁽⁸⁶⁾プレスに対するメッテルニヒとゲンツの姿勢は大差ないと考えてよからう。したがって、彼らの抱くプレス法構想を明らかにすることは不可欠である。

D B A一八条dの成立に際し一度は譲歩したオーストリアだが、ブルシェンシャフトや体操協会の活発な運動、ヴァルトブルク祭の開催、コッツェブー暗殺事件など同盟内で起る反体制的な運動や事件に直面し、その態度を硬化させる。メッテルニヒは、一八年一一月から翌年にかけ、プレスの自由は、教育制度と体操協会とともに緊急に取り組まなければならない問題であると繰り返し主張する。⁽⁸⁸⁾特にプレスの自由は、同盟の安寧を脅かす最大の害悪で最も厄介な問題であると理解され、メッテルニヒがプレスについて語る際のアクセントは常に、プレスの自由ではなくその濫用⁽⁸⁹⁾に置かれた。メッテルニヒは、プレスの濫用とそれが生み出す弊害を専ら強調することで、同盟や諸ラント政府の監視の下でプレスをできるかぎり抑圧することの正当性をアピールしようと努めた。

加えてメッテルニヒは、プレスの濫用を各ラント単独の問題とはせず、同盟全体の問題と認識させることで、同盟主導でプレス法制を整備しようとする。このように同盟レベルでプレス問題を扱うことで、すでにプレスの自由を保障している個々のラントにも、メッテルニヒの構想するプレス弾圧的なプレス法を導入させる狙いがあるといえよう。それゆえ彼は、自国のパートナーとして、オーストリアと同様に立憲化せずプレスの自由も保障していくプロイセンを選択し、彼のプレス構想を実現する道を模索することになる。

（2）メッテルニヒによるDBA一八条dの解釈

前述のようにメッテルニヒは、プレスの弾圧を主目的とするプレス法整備を志向する。彼はDBA一八条dに関して、あらゆる権利や義務といった同盟国の主権と関わるテーマについて一律的命令を作ることは不可能であり時代遅れである⁽⁹¹⁾、多様な解釈を可能にする不明瞭な条文である、などと指摘している⁽⁹²⁾。とはいえ、メッテルニヒがプレスに関して何らかの法的措置を講じようとすれば、プレスについて定める同条文を無視することはできない。したがって彼は、プレス弾圧を正当化する解釈を一八条dから導き出すよう努めざるをえない。以下では、メッテルニヒがどのように一八条dを解釈し同盟プレス法の原則を構築したのかを明らかにする。第一に、プレス法制定に同盟議会をどのように関わらせるのかという点、第二に、「プレスの自由に関する一律的命令」とはいかなる内容をもつ命令とするのかという二点に関するメッテルニヒの解釈を考察し、彼のプレス法構想を支える基本理念を明らかにする。

第一に、プレス命令の制定に同盟議会が取り組むという一八条dの規定をめぐる解釈から検討を始める。どこがイニシアティブを握るかという問題は後述するとして、メッテルニヒは、同盟レベルで一律的なプレス法を制定することを目指していたことは明白である。このことは、メッテルニヒが、DBA二条を根拠に同盟レベルでのプレ

ス対策法制定の妥当性を説いていることから説明される。すなわち、同盟の平穏がプレスによって侵害されている現状に対し、相互に保護し援助しあう関係に立つ同盟国は共通の対策を講じる必要があり、これは、公の秩序と安寧の維持を同盟の目的と定めるD B A二条⁽⁹³⁾に根拠をもつ、と。それゆえに、ドイツ同盟は、同盟内の秩序と安寧を守るという同じ義務を全同盟国に履行するよう要請する権利をもち、もし同盟国が義務の履行を怠るようなことがあれば、その国に義務の履行を強制する権利をも有するという解釈をメッテルニヒは引き出す。彼は二条をこのようく解釈することで、個々のラントが主体的にプレス法制を構築することを牽制し、同盟主導でのプレス法の制定を志向する。

そのうえで、どこが主導権をもつて同盟レベルでのプレス法を制定するのかということが問題となる。一八条dは同盟議会にプレスの自由に関する一律的命令へ取り組むことを求めるが、メッテルニヒもそれには否定的である。彼らは、同盟議会に先立ち召集する小議会において、プレス法の内容を本質的に決定し、その後、その決定に対する同盟議会の裁可を得ることによって一八条dの手続きを形式的に履行するという手順を提示する。この手順は、同盟議会による決議・立法という建前は用いるとしても、大学や国制問題とならんで最も重大なプレス問題は、重要なドイツ諸政府代表が集まる会議で処理されるべきであるというゲンツの進言から確認でき、この進言にメッテルニヒは同意する⁽⁹⁴⁾。メッテルニヒが同盟議会を牽制する背景には、自らのプレス構想を、ベルクのようないい處の自由の保障を志向する勢力の存する同盟議会に提出することに対する彼の躊躇があり、彼はそれゆえに、同盟議会に先駆けてあらかじめ諸大国の同意を彼のプレス法構想に取りつける道を選択する⁽⁹⁵⁾。こうして、同盟議会がプレスの自由に関する命令を講じることを定めたD B A一八条dが、オーストリア政府によって実質的に形骸化されていくこととなつた。

第二に、一八条dの「プレスの自由に関する一律的命令」という文言をメッテルニヒがいかに解釈したのかということが明らかにされねばならない。同盟議会ではベルクら全権大使が、そして立憲化した同盟国の憲法が、それぞれ一八条dの文言を、プレスの自由を国民に保障することと解釈している。これに対して、プレスの自由という文言すら拒絶するオーストリアは、同盟の秩序と安寧の維持を前面に押し出し、現在の混乱の責任をプレスの濫用に押しつける。公の秩序や安寧を保つという大義名分を手に、プレスの濫用を取り締まることこそ同盟の使命であるという立場に立ち、メッテルニヒは、プレスの濫用を完全に防止する命令の制定の根拠を一八条dに求めようと努める。つまり、彼によつて一八条dは、プレスの自由の保障ではなく、濫用の防止を名目にしたプレスの自由の否定を実現する条文と解された。⁹⁸ 彼は、濫用防止の手段として、プレスが公の秩序を乱した後に司法的な解決を図るシステムではなく、プレスがその秩序を乱すことを事前に防ぐシステム、つまり事前検閲を骨子とする予防システムを提案し、このシステムこそドイツ同盟には最適であると主張する。⁹⁹

このようにメッテルニヒのプレス法における最大の目的は、事前検閲の導入であつた。そして彼の説く事前検閲は、第一に、内容が堅実で眞の書物と呼べるに値する印刷物については最も緩やかな審査を行なう、第二に、新聞やビラ、時事雑誌 *Zeitung* といった類の政治的な内容をもつ印刷物は徹底的な検閲の対象とし、そのための検閲官庁を組織する、そして第三に、予防措置であれ弾圧措置であれ有効なプレス対策立法を同盟国に行わせるという三つの原則に基づいていた。¹⁰⁰

以上のように、メッテルニヒの一八条d解釈を考察した結果として、まず、同盟議会ではなく少數の加盟国代表からなる会議でプレス法の基礎を議論し確定する、次に、プレス法の目的を、同盟の秩序と安寧を乱すプレスを予防的に弾圧することに設定する、最後に、時事的政治的な内容をもつプレスの危険性を重視し、政治的見解を検閲

の主要対象とするという三つの特徴が確認できた。メッテルニヒは、プレスによる秩序と安寧の崩壊という負の部分のみをクローズアップし専らプレスの濫用を取り扱うことで、プレスの自由と正面から向き合うことを巧妙に避けている。つまり、彼は、DBA二条を根拠に掲げ、公の秩序と安寧の維持というドイツ同盟の目的達成のためにプレスを取り締まることを正当化する。それゆえに彼のプレス法を支える原理は、プレスの自由の保障ではなく、プレスの濫用の予防である。このような特徴をもつメッテルニヒのプレス法構想がその後にいかなる展開を遂げるのかについては、次章で検証する。

第三章 同盟プレス法の制定とその再評価

一 カールスバートの決議

まずは、プレスの自由に関する命令を取り扱うとされた同盟議会はどのような取り組みをなしたのかを検証することから始める。すでに指摘したように、ベルクは、プレスの自由を保障する法制作りを支持し、同盟議会がプレス問題におけるニーシアティブをとることを志向するひとりであつた。彼の発議にしたがい同盟議会内にプレス委員会が設置された。⁽¹⁰⁾しかし五人の委員の見解には対立が見られる。この対立の本質は、プレスの自由を保障することと、プレスの濫用防止のための検閲の実施を行なうこととのいずれを、同盟プレス法制の基盤にするのかという点にあつた。前者の見解を代表するベルクを、後者の見解を擁護するオーストリアの全権大使は圧倒し、プレスの弊害を強調し一八条dの主眼を検閲実施の命令を公布することに求めるメッテルニヒの構想を実現しようとする。加えて同盟議会での法整備の阻止を目論むオーストリアの圧力により、プレス委員会の作業は事実上停止され、同盟議会内でのプレス法制定の動きは後退する。

そのうえでメッテルニヒは、オーストリア主導でのプレス法制の基盤作りを模索する。そのためには同盟の主要ラントの懐柔を図ることが急務であり、彼は自分の構想を同盟議会でアピールすることから始める。一八一九年の同盟議会において議長国オーストリアは、同盟国政府は害悪のさらなる拡大を阻止することから始めると提議している。⁽¹⁸⁾ここでいわれる害悪とは、直接政府が作用を及ぼすことのできない時代状況に根をもつ害悪と、特定の欠陥や誤見、濫用に根をもつ害悪とに区別され、後者の害悪は政府間の同意や共通の措置で取り除くことが可能であるとされた。この除去可能な害悪のひとつこそ、プレスであり、日刊紙や雑誌、ビラなどの無制約な自由を要求することは濫用であると糾弾された。そして濫用を阻止するためには、アドホックで場当たり的な措置では不十分であり、統一的な措置が講じられねばならないとする結論が導かれる。確かに、濫用阻止の対策を行なう目的は、有益で敬意を評するに値する著述家の活動を阻害し人間の精神の自然な発展を鎖につなぐことではないと補足説明することで、精神的自由への一定の配慮が見て取れるが、提議の重点は、定期刊行物を監視下に置くことは公の秩序や安寧を守るうえでは必然であるということにあった。この提議は、先に確認したメッテルニヒのプレス法構想を同盟議会で明示したものに他ならない。

このように同盟議会に対する説得が行なわれる一方で、他方ではプレス法草案の作成が秘密裏に進行する。その舞台となつたのは、一九年八月のカールスバートの会議であるが、それに先立つ七月末のテープリツツの密会でオーストリアは、プロイセンとの協力関係を確認している。⁽¹⁹⁾

两会談でメッテルニヒが強調したプレス法構想の要点は次の二点である。第一に、DBA一八条dを全同盟国にプレスの濫用を阻止する一律的命令の公布を求める条文と解釈することで、検閲の導入を法制化すること、第二に、プレス法制定手順に関して、同盟議会にイニシアティブを握らせるのではなく、主要国の会議のなかで重要なプレ

ス問題のための法律の基盤を確定することである。

ドイツ同盟内での反体制的な動きに警戒を強め、メッテルニヒによれば「「⁽¹⁴⁾ プレスの自由にこの上なく憤慨している」」一〇カ国の代表からなるカールスバートの会議での決定事項を次に見ておこう。

第一の要点にしたがい、メッテルニヒは、他国でのプレスの濫用によって自國の諸権利が侵害される危機に瀕する場合に備えて、できる限り同じように各國を守るために一律的な命令が制定される必要があり、それゆえに検閲を全同盟国に一律に導入することは一八条dを履行することにかなうと主張する。⁽¹⁵⁾ 現に検閲を導入しているラントも、憲法でプレスの自由を保障したラントも、プレスの濫用が引き起こす害悪が明白である以上、その予防を行なうことは義務であり、よって全同盟国は検閲を実施しなければならないとの提案がなされる。

この提案に對して会議は、プレスの濫用を取り締まるため、事前検閲という予防措置を盛り込むという点に関しては最終的に可決する。ただし、憲法で完全なプレスの自由を保障しているヴュルテンベルクの大臣が検閲の導入に異を唱えている。ヴュルテンベルクは、検閲からの自由を一度国民に保障した以上、再び彼らからこの特典を取り上げることはきわめて憂慮すべきことであるとして、検閲制度に代わる保証金制度の導入を提案するが、他国の賛同は得られなかつた。しかし、プレスの自由が法的に保障されるという思想の普及と浸透という觀点からこの異議を考察すれば、プレスの自由の保障を擁護しようとするヴュルテンベルクの姿勢はきわめて意義深い。

もうひとつこの会議の決議内容から明らかになるのは、メッテルニヒのDBA一八条dの解釈それ自体は貫徹されなかつたということである。なぜならば、この会議では、検閲の導入を定める法律はDBA一八条dを履行する性格をもたないと解されたからである。つまり、カールスバートの会議は、検閲法には暫定的例外法としての地位しか認めないことを決議する。⁽¹⁶⁾ 例外的な立法をなすことの正当性は、動搖する時代状況と革命的な政治運動の頻発

への対処に求められる。確かにメッテルニヒ自身も、検閲の導入に三年もしくは六年という期間の設定をなしたが、¹⁰⁸⁾ 彼は、一度として検閲を例外と定義したことではなく、一八条dをあくまで検閲の実施を一律に求める条文であると解釈する以上、一八条dの本質は検閲の導入に見出されている。したがってこの点においてメッテルニヒのDBA 一八条d解釈はカールスバートの会議の解釈と一致を見ない。

次に、第二の要点についてであるが、カールスバートに集まつた主要ラントが検閲の導入を認めたという点でメッテルニヒの期待は報われた。この決議内容が同盟議会の裁可を得ることが最後の仕上げであったが、実際にとられた方法は一種の「クーデター」的なものであった。¹⁰⁹⁾ つまり、裁可の手続きは同盟規約を無視したものであったのである。投票が棄権されたり、自國政府の指示なく投票が行なわれたりしたにもかかわらず、カールスバートの決議内容が全会一致で承認されたと議事録には記されている。このように強引に同盟議会の裁可を取りつけたカールスバートの決議内容は、九月二〇日、「プレスの自由に関する暫定的な諸規定」¹¹⁰⁾として成立し、同日裁可された執行命令によつて同盟プレス法としての地位を獲得した。

以上のことから、カールスバートの決議では、DBA一八条dは、検閲措置を同盟諸国に一律的に導入することを定めた条文とは少なくとも解釈されていないことが明らかになつた。同盟プレス法は、プレスの濫用を取り締まる例外的な法律という位置づけしか与えられていない点からも、プレスの自由を保障する原則的な法律が制定される余地がドイツに残されていたことは、特筆に値しよう。

また、同盟プレス法の基礎を構築したテーブリツツとカールスバートの会議では、プレス問題とならんで代表制問題が重要な議題となつてゐる。いわゆるDBA一三条の「ラントシュテンデ制」の解釈をめぐる問題である。オーストリアとプロイセンは、議会の設置も憲法の制定も行なわず、立憲化した国家に對して否定的な姿勢を示し

た。そしてウイーン最終規約では、一三条の有権解釈として、君主主権が保持され国民民主権につらなる代表制の導入が明確に否定された。しかし、すでに指摘したように、自由主義者たちを中心に、プレスの自由と代表制がともに国民の政治参加を保障するという理解がなされ、この二つがセットで論じ求められる動きが見られる。本稿では、代表制とプレスの自由がこれらの会議でどのような位置関係に置かれたのか、またその後の同盟や各 government の政策はこの二つの要求にいかに対処したのかを扱うことはできなかつたが、代表制との関係からプレスの自由を検証することは今後の筆者の課題としたい。

二 同盟プレス法

さて、カールスバートの決議を立法化した同盟プレス法は、どのような内容をもつ法律であったのかを確認しておこう。

(1) プレス法の法的性格 (一〇条)

プレス法は五年間しか効力を有さない暫定的な法律とされ、この期間満了までに、同盟議会はプレスの自由がいかなる法的制約をうけるのかについての確定的な決議を行なう義務を負うとされた。⁽¹¹⁾ カールスバートでの決議にしたがいこの法律が时限立法として制定されたことがわかる。

(2) プレス法の目的 (三条)

プレス法の目的はプレス濫用を予防することであると定められている。その意味で、あくまでもプレスの濫用が同法の（取り締まり）対象とされている点に留意する必要があろう。

(3) プレス法の特徴

【検閲の実施（二条）】

同法では、検閲という文言は使用されず、それに代わって事前承諾 *Vorwissen*、事前許可 *vorgängige Genehmaltung* が使われている。二〇ボーゲン以下の読み物はラント当局の事前承認や事前許可がなければ印刷に回すことを許さないとされ、実質的には事前検閲が導入された。それ以外の読み物が濫用あるいは違反をなした場合には、訴訟で解決すると定め、事後検閲つまり司法システムでの解決が予定されている。

【同盟国¹の立法義務と同盟議会の介入（二条・八条）】

同法の目的を達成するために講じる措置や手段については各同盟国政府に委ねられると定めるが、その際に同盟国は必ず、一条を遵守するような規則や命令を定めなければならないことが明記されている。また三条では、司法システムの導入がなされている同盟国でも、一条の内容を満たさない制度であるならば、事前検閲の制度を確立することが要請されている。

このように同盟会議の決議は同盟国の立法権に介入する力をも備え、その決議内容が同盟国によって遵守されるよう命じられている。

【同盟議会による紛争解決（六条）】

同盟議会による紛争解決（六条）

同盟議会による侵害をめぐって、当該同盟国間での話し合いで解決が図れない場合には、同盟議会に苦情を申し立てることが定められた。苦情の申し立てがあった際には、同盟議会は、委員会に調査をさせ、宣告 *Ausspruch* を言い渡す義務を負う。

さらには、たとえ関係国からの申し立てがなくとも、同盟ならびに同盟国の尊厳や安寧、平和を脅かす印刷物であると委員会が判断すれば、同盟議会は、抑圧を行なう旨の宣告を行なう。この宣告について控訴はできないため、

その印刷物の発行に責任をもつ加盟国は、印刷物の発禁措置をとらなければならない。

この六条は、プレス濫用の予防が最優先課題とされる下で、同盟国が本来もつ道德的政治的不可侵性の後退を同盟国に甘受させる規定であった。つまり、本条文は、同盟議会の宣告が同盟国内の政治に介入することを事实上同盟国に容認させるものとして機能した。

【同盟国の義務と責任範囲（五条・四条）】

同盟国は、新聞、雑誌そしてパンフレットを警戒怠りなく監視し、いかなる方法を用いても訴訟や論争が同盟国間で起こることを予防するための管理を徹底する義務を、相互に負っている。そして同盟国は、自らの監視下で出版された印刷物に関して、他の同盟国に対しても責任を負う。

【プレス関係者の責任範囲（七条・九条）】

同盟議会の宣告によって印刷物の発禁がなされたときには、その編集者は五年間、同盟内のどこにおいても編集業務につくことは許されない。事前検閲をクリアした印刷物の著作者 *Verfasser*、発行者 *Herausgeber*、出版者 *Verleger*⁽¹²⁾ はさらなる責任を追及されることはない。また同盟議会の宣告も印刷物に対して出されるもので、個人に對して出されるものではない。

しかし、頁数に関係なくすべての印刷物は出版者の名前が、新聞や雑誌の類の印刷物は加えて編集者 *Redacteur* の名前が、掲載されていなければならない。これを守らない印刷物は流布を許されないが、そのような印刷物が出版・配布された場合にはそれに関わった者は、罰金あるいは禁固刑に処される。

三 同盟プレス法に対する再評価

同盟プレス法に関する従来の研究は、この法律が事前検閲を導入し新聞や雑誌などの定期刊行物を同盟の思想統制下に置いたという点に関心を寄せてきた。加えて、同盟議会が同盟国の立法や措置に介入する権限をもつという規定を取り上げることで、同盟プレス法は、同盟議会と各同盟国の王権をめぐる問題を読み解く素材として取り扱われてきた。フーバーはこのアプローチを代表する研究者のひとりであるが、彼は、プレス法が、同盟議会が同盟各国の内政に深く介入しその主権を制約することを可能としたという点を専ら強調する⁽¹⁸⁾。このようなフーバーのプレス法評価は、同盟法制におけるプレスの自由の法的保障への視点を欠落させ、何よりDBA一八条dにプレスの自由を保障する積極的な意味を見出さないという結論を導いたといえる。

しかし、プレスの自由の保障という視点から同盟プレス法を見直してみると、この法律のもつ別の顔が明らかになる。実はプレス法では、プレスの自由という文言は一〇条を除いて登場せず、プレスは専ら濫用という文言とセットで用いられる。それゆえに、この法律の本質は、プレスの濫用という焦眉の問題に対処するための、暫定的であるまで例外的な措置を講じるという点にむしろ求められるべきである。この点は、カールスバートでの決議からも確認でき、さらには同盟プレス法一〇条が、プレスの自由に関する一律的な命令を定めることを同盟議会の今後の責務と規定していることからも明らかである。したがって、プレスの濫用の阻止に目的を定めた同盟プレス法では、ドイツ同盟がプレスの自由をどう取り扱うのかという問題は先送りあるいは回避されている⁽¹⁹⁾。その意味でこの法律は、DBA一八条dを履行するために定められた法律ではない。逆説的だが、この先送りあるいは回避というスタンスがプレスの自由を保障する同盟法制定の可能性をドイツに残すことになる。つまり、DBA一八条dが定めるプレスの自由の保障は、一八一九年の同盟プレス法によって完全に否定し拒絶されたのではない。DBA一

八条dが依然として履行されていないこと、そして同盟プレス法は例外的かつ暫定的に定められたということから、プレスの自由はなお原則として定立されることが求められていたと考えられよう。

またこのことは、ベルクの発言や各国の憲法におけるプレスの自由の保障にも裏打ちされる。決してDBA一八条dは、プレスの自由に関して何の意味ももたない規定ではなく、プレスの自由をドイツにおいて法的に保障するための根拠として活用される条文である。同盟プレス法制定後にもこの条文は空文化したわけではない。このことを示唆する例として、三〇年代に立憲化したラントの憲法もまた、プレスの自由の保障を記していることが挙げられよう。¹¹⁵

以上のことから、カールスバートの決議と同盟プレス法の制定が、プレスの自由の法的保障の芽を摘み取りプレスの弾圧装置として機能したと結論することは、早計であるといわざるをえない。確かに、プレスの濫用については事前検閲による防止が導入されるが、同盟プレス法はプレスの自由については規定せず、これをどう扱うかは保留されたままであり、それゆえにドイツにおいてプレスの自由が法的に保障される道が閉ざされたわけではなかつた。

一方ではプレスの自由を意見表明の自由と関連づけ、他方では国民の政治参加要求とあいまつてプレスの自由の保障を求めるというドイツのプレスの自由論の特質は、一八一九年に絶たれたわけではなく、例え水面下であつたとしても生き続ける。プレスの発信者だけではなくプレスの受信者の存在に対する何らかの対応が統治者側には求められ、それゆえに多くの読者をもつ新聞や雑誌などの貢数の少ない読み物が検閲対象となる。プレスの自由はいまやプレス発信者だけではなく、その受信者の問題としても認識されるようになつたことを同盟プレス法が証明している。プレスは、意見を表明しそれを伝達し流布する機能にとどまらず、プレスを媒介に政治に関心をもち政治

意見を形成するという機能を伸張させた。同時に、学問や宗教に関する書物の読者層に代わって、日常の出来事や政治情勢を知ろうとする読者層が拡大し、このことがプレスの存在意義を読者と政治を結びつけるところに見出す契機ともなったといえよう。

おわりに

あらゆる自由権の基盤となる啓蒙思想というファクターなしには、一八世紀末に登場するドイツのプレスの自由を語ることはできない。なぜならば、このファクターは、人権のひとつとしてのプレスの自由をドイツに意識させる契機となつたからである。プレスの中心が宗教書や学問書などの専門書であり、当然にその書き手も読み手も、学者や聖職者、貴族といった限られた者であった時代を克服し、新聞や雑誌の普及にともない読者層が市民層にまで拡大したこの世紀には、プレスの自由を人間の生来の権利とみなす見解が根づく土壌は準備されつつあった。

次に、一九世紀初頭のナポレオン支配下におけるドイツの政治的・社会的・文化的な状況は、プレスの自由の展開を促した。対仏感情を鼓舞する目的から、愛国心が政治化され、国民と政治の距離は大きく縮まつた。このことは同時にドイツに政治的公共圏を生み出し、公論に価値が見出される契機を提供した。そしてこの公論こそがプレスの自由に作用する第二のファクターである。プレスの自由は、意見表明や情報流布などを行なう発信者の自由だけではなく、それらを受け取つた者の意見形成・意見表明とも密接に関係づけられる。さらにプレスの自由は、この公論を結節点として、第三のファクターである代表制とも関係する。自由なプレスは、公論を形成するがゆえに、代表制にとつて不可欠な要素とされ、ここに国民の政治参加をも促進する要素が見出される。このようにドイツのプレスの自由は、意見表明の自由と国政参加権と不可分に展開するところにその特徴がある。

このようなプレスの自由論の興隆を背景に、プレスの自由は不文の権利から成文の権利へと展開する道を歩む。この自由は、DBA一八条dと各国の憲法において明文で規定される。また、従来、プレスを抑圧する道具と評価されてきた同盟プレス法は、事前検閲を定める例外的性格の法律にとどまつたという点において、ドイツ同盟臣民すべてにプレスの自由を保障する法律の制定の可能性は決して閉ざされてはいなかつたといえよう。

以上のように、一八世紀末から一九世紀初頭のドイツでは、プレスの自由には人権のひとつとしての価値と、公論を形成するための意見表明の自由と国民の政治参加を確保する政治的自由としての価値が備えつけられた。自由主義者を中心としたこのようなプレスの自由の法的保障の道は、同盟プレス法によって断絶したわけではなく、DBA一八条dや各国憲法を基盤に開かれていた。ドイツ同盟がプレスを弾圧したことは事実であるが、他方ではプレスの自由を法的に保障することに寄与した点が無視されなければならない。この時期に育まれたプレスの自由が、基本権としてプレスの自由を定めるフランクフルト帝国憲法を準備したのである。

現在のプレスの自由のもつ二つの側面の端緒はすでに、一九世紀初頭のプレスの自由のなかに確認できる。個人の自由／権利としての側面は、啓蒙思想がドイツに産み落とし、その憲法的な保障を積極的に求める萌芽もDBA一八条dや各国の憲法のなかに見出せる。第二の、制度的な保障としての側面は、国民の意見を形成するためのプレスの機能が期待された点にその契機を見ることができよう。プレスの自由は、ヴァイマール憲法、フランクフルト帝国憲法をさらに遡り、一九世紀前半のドイツにおいてその基盤が構築されたことが明らかになった。

本稿では、一九世紀前半のプレスの自由の展開を、いくつかのファクターや法規定に基づき考察した。プレスの自由を保障する一八条dとプレスの濫用を予防する同盟プレス法が、ドイツ同盟諸国においてどのように取り扱われたのか、そのなかでプレスの自由の伸長あるいは制約がいかに展開したのか、また一九世紀後半においてプレス

の自由はどのような展開を見せるのかという重要な問題については、論を改めて検討する」としたい。

(65) ドイツ同盟は、三五の君主国と四つの自由都市から構成される国家連合体である。この同盟の中央機関としてフランクフルト・アム・マインに設置された同盟議会は、同盟加盟国が派遣する全権大使から成る合議体であり、議長国はオーストリアが務めた。同盟の基本法たるドイツ同盟規約に関しては、Huber, Dokumente, Bd. 1, S. 84-S. 90. ならびに、三成賢次「近代ドイツ憲法史資料（二）——ドイツ同盟規約——」阪大法学四〇巻一号（一九九〇年）二四五—二六一頁を参照せよ。

(66) DBA一八条dの法的性格をめぐては議論がある。アイゼンハルトは、一八条dの誕生からその後の展開に検討を加えることで、この規定は単なるプログラム規定ではなく、ドイツ同盟の臣民にプレスの自由を保障する内容をもつ規定であると主張する。Eisenhardt, Die Garantie, S. 339 ff. それに対しフーバーは、これを単なるプログラム規定であると解釈する。E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte, Bd. I, Stuttgart, 1957, S. 742.

(67) 複写物に対する権利が一八条dに盛り込まれた背景には、一九世紀初頭に設立された書籍商委員会からの働きかけがあつた。戸叶・前掲書、一四四一—五〇頁、ならびに Wittmann, Buchmarkt, S. 11 f. を参照。

(68) オーストリアがプレスや公論に対してきわめて敵対的であった理由のひとつに、この国が多民族国家であることが挙げられる。異なる諸民族に各々の利益や見解を表明・要求することを許せば、国家そのものの崩壊につながりかねなかつた。プレスは直接的に宮廷政府の束縛を受け国民の意見を代弁する余地などもたなかつた。公論に否定的なオーストリア政府の態度は、Schneider, a. a. O., S. 182 ff. を参照せよ。

(69) Eisenhardt, Die Garantie, S. 342 ff. いの草案は、宰相ハルデンベルクがフンボルトやシュタインの助言を受け作成したものである。同年フンボルトが提出した、より広範な市民の権利カタログを備えた草案では、警察による監視が必要であるとされつゝも、プレスの自由は、保障されてゐる。Ebd., S. 343.

(70) C. - F. Menger, Deutsche Verfassungsgeschichte der Neuzeit, Heidelberg, 1993, S. 118 f. (石川敏行他訳)『ドイツ憲法思想史』(世界思想社、一九九八年)一六七、一六八頁参照。フンボルトが草案作成から退いた後に起草されたプロイセン草案からは、国民の自由を抑制する)のみを追及する方針が見て取れる。

- (71) Eisenhardt, Die Garantie, S. 344. プロイセン・オーバーラント共同草案一六条の「有益な法律 zweckmäßige Gesetze」あるべく又同様に「マーハルンの略語」基で「一律的な命令 gleichförmige Verfügungen」へ変更された。Ebd.
- (72) オーバーラントも同様に一八四八年から立憲化しながらだてロイヤルが憲法の下に西田を保障するにせよ、一八一九年には検閲命令を公布する。プロイセンの検閲命令にてこれで Verordnung, wie die Zensur der Druckschriften nachdem Verschluß des deutschen Bundes vom 20sten September d. J. auf fünf Jahre einzurichten ist. Vom 18ten Oktober 1819, Gesetz-Sammlung für die königlichen Preußischen Staaten, Nr. 564, S. 224-S. 232. 参照。
- (73) Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, Bd. 6, Frankfurt am Main, S. 293 und Eisenhardt, Die Garantie, S. 348 f.
- (74) ブルクが「ペーレスの應用」は、有益な真実を流布するに反するものではペーレスの利用の仕方を拒む。ブルクは、ペーレスの濫用に対する策として、正法ハペーレスの監察のシステムがあれりを紹介すに心がけ、りねるのハステムの優劣に関する価値判断を行なつてゐる。Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, Bd. 6, S. 293 ff.
- (75) Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. I, S. 742.
- (76) 一八一七年一月三〇日の法律で Rotteck und Welcker, Staats-Lexikon, 13. Bd., S. 353-S. 357. 参照。
- (77) ヴュルトハベルク憲法一八条は、Huber, Dokumente, Bd. I, S. 190. を参照。
- (78) ヴュルトハベルク憲法第四部一八条は Huber, Dokumente, Bd. I, S. 162. ある。また Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. I, S. 357 f. をそれぞれ参照せよ。
- (79) Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. II, Stuttgart, 1960, S. 32 f.
- (80) Huber, Dokumente, Bd. I, S. 173.
- (81) 1811年の法律と同盟法との対立は最終的に、同盟からの圧力を受けたバーデン大公が同盟に反する規定は法的効力をもたないと命令するところ政治的な解決を見た。Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. I, S. 602 und Bd. II, S. 43 f. トーベーは「同盟法はハーネル法を破る」から原則を提出してこれ。Ebd.
- (82) 彼の自由主義者の「ペーレスの自由と検閲に関する見解」にてこれで Rotteck und Welcker, Staats-Lexikon, 13. Bd., S. 331-S. 388. 参照。Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. II, S. 41 f.

をそれぞれ参照せよ。

(83) プレスの自由の保障に否定的なオーストリアの姿勢は、メッテルニヒに宛てた皇帝の私信のなかにも確認できる。皇帝は、ドイツ同盟各國で厳しい検閲を実施するように要請している。Eisenhardt, Die Garantie, S. 350.

(84) F. Hartau, Clemens Fürst von Metternich in Selbstzeugnissen und Bilddokumenten, Reinbek bei Hamburg, 1977. によれば、コブレンツ生まれのメッテルニヒは、一七九四年までマインツで国家学と法学を専攻した後、外交の道に進む。

オーストリアがフランスに敗北すると、彼は、オーストリアの外務大臣に就任し、フランスとの和解を画策する。その後、ウイーン会議の議長を務めた彼は、すべての国家主義的自由主義的革命的な反政府的な運動を弾圧し、ヨーロッパの勢力均衡を保つことを目的とする政治体制の確立を目指したと一般的には評される。

(85) ゲンツについては、E. Schmidt-Weissenfels, Friedrich Gentz: eine Biographie, Prag, 1859. を参照せよ。哲学者、時事評論家、政治家という多彩な顔をもつゲンツ（一七六四—一八三二年）は、ケーニヒスブルク大学で哲学を専攻した後、プロイセンの軍事顧問官を務め、そのかたわらで時事評論家として執筆活動を展開した。その後メッテルニヒの全幅の信頼を得たゲンツは、臨時の宫廷顧問官に任命され、名実ともにメッテルニヒの助言者としての地位を確立する。ゲンツはウイーン会議にも同行し、彼の著作物ならびに活動は、ヨーロッパ政治に大きな影響を及ぼした。

(86) R. Metternich-Winneburg, Aus Metternich's nachgelassenen Papieren, Bd. 3, 1880, S. 222. プレスの自由に敵対的なゲンツの見解は、一八一九年四月一日にメッテルニヒに宛てた手紙から読み取れる。いこでゲンツの念頭に置かれているのは、プレスの自由を憲法によって保障した西南ドイツの諸ラントである。

(87) Hartau, a. a. O., S. 99 ff. には、メッテルニヒがコッソエブー暗殺に受けた衝撃の大きさが記述されている。彼は、イエナ大学の神学部生ザントによるコッソエブーの殺害は、ザント自身の衝動によるものではなく、秘密同盟への追随のなかで行われたものであると強調した。Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 227. メッテルニヒは、秘密結社や大学、プレスの活動を抑圧する政策の必要性を各國に訴える好機として、コッソエブー暗殺事件を利用したといえる。

(88) Ebd., S. 178 ff. メッテルニヒは、プロイセン大臣ヴィトゲンシュタインに宛てた私信のなかで、ドイツ同盟を取り巻く害悪を除去するために、オーストリアとプロイセンの連携は欠かせないものであり、また、もの」とを専断する強い意思と力をもつ君主が必要であることを説く。この背景には、プロイセンにおける国民代表制・議会制の導入を阻止しよ

うとするマッテルニヒの狙いがあら。Ebd., S. 171 ff.

(89) マッテルニヒの解釈は、一八一九年九月に同盟議会に提出した「マイツ同盟諸国におけるプレスの濫用を防止するための決議の概要」のなかにさへもつて確認である。C. Welcker, *Wichtige Urkunden für den Rechtszustand der deutschen Nation*, Mannheim, 1844, S. 114 und S. 193.

(90) Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 178 ff. und S. 251.

(91) Ebd., S. 223.

(92) Eisenhardt, *Die Garantie*, S. 351. 同盟議会の全権大使に対する指示においてマッテルニヒは一八条の多義性を認め述べる。Ebd.

(93) DBA1巻「本同盟が目的とするのは、ドイツの外的・内的安全とドイツ諸国の独立と不可侵性を維持する」というふうに記す。

(94) マッテルニヒの同盟体制理解については、Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 252 f. を参照せよ。

(95) Ebd., S. 231 f. 一八一九年四月一四日、マッテルニヒは宛てた手紙のなかでゲンツは、同盟の抱える重大な諸問題を処理するにあたって、同盟議会での形式的な議論は必要なく、講ずるべき方策の決定は、プロイセン、ザクセン、ハノーファー、バイエルン、バーデンそしてオーストリアの間の友好的な連携によって秘密裏に行なわれば十分である、同盟議会は何の有益性も備えておらず、そのような議会に重要な案件を一任するとは適切ではない、と断言している。

Ebd., S. 239 und S. 241.

(96) Ebd., S. 242. 一八一九年五月七日付のゲンツへの返事のなかでマッテルニヒは、大学問題をめぐる議論を主宰する機関として同盟議会は適切ではないこと述べ、ゲンツの進言に賛同している。Ebd.

(97) Ebd., S. 251. によれば、マッテルニヒは、一九年六月一七日の時点ですでに、カールスバートに主要国の代表を招集するふとを決意している。

(98) Eisenhardt, *Die Garantie*, S. 354. においてトイセンハルトは、カールスバートの会議で話題されたのは、やはりプレスの自由の保障ではなかつたと指摘する。

(99) Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 253. プレスの自由を保障するイギリスやフランスと比較しながら、ドイツ同盟に

- は司法システムではなく警察システムが適するとメッテルニヒは説く。司法システムによる解決は、一方の国のプレスが他方の国を攻撃した際、それに対する異議申し立てが行なわれるという過程で図られるものだが、この解決が成功しなければ宣戦布告がなされる危険を孕む。それゆえにドイツはりのような宣戦布告の危険を避けるため、あらかじめプレスの濫用を防止する政策を講じる道を選択し、同盟諸国で統一して導入しやすい警察システムは、より容易にプレス監視を行なわせる、ヒュッテルニヒは分析してゐる。Eisenhardt, *Die Garantie*, S. 351.
- (100) Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 180 und S. 254 f. 同盟諸国への検閲導入を法制化するべく、プロイセンとオーストリアは協議の場を設けることになるが、その協議は極秘裏に行なうべきであるヒュッテルニヒは主張する。この発言は、テープリッツでの両国代表の秘密会談を暗示するものとみられる。
- (101) Schneider, a. a. O., S. 254 f.
- (102) 以下の「議長による提議」にヒュッテルニヒ、Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 271 ff. を参照。や46°
- (103) テープリッツなるにカールスバーメの会議に開ヒュッテルニヒ、H. v. Treitschke, *Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhunderts. Teil 2. Bis zu den Karlsbader Beschlüssen*, Düsseldorf, 1981, S. 551 ff. や46° 黒塗・前掲論文、三九六一四〇九頁を参照。や46°
- (104) H. R. v. Srbik, *Metternich, der Staatsmann und der Mensch*, Bd. I, München, 1957, S. 396.
- (105) Welcker, *Wichtige Urkunden*, S. 189 und S. 197. ヘットルニヒは「八条の文言は、金同盟国におこしてやれるかや46°一律に実施される検閲と関連でけられるとの解釈を示してゐる。Ebd.
- (106) Ebd., S. 115. カヨルテンベルクの代表は、検閲は同盟が掲げる目標にふれわしくなく、また最良の方法でもないと批判する。そのうえで彼は、フランスで導入されている保証金制度の方がよりよし手段であると主張するが、この代替案は、保証金制度が新しい試みでありその実績はまだ証明されていないなどいう理由で拒絶される。時代は少し下るが一八四〇年代には、責任者名の記載なく出版するとこったたたかのプレスの濫用による犯罪には罰金刑を科すことを前提に、効率よく罰金を徴収するため保証金制度の導入に賛成する見解も確認である。Rotteck und Welcker, *Staats-Lexikon*, 13. Bd., S. 332 f.
- (107) Welcker, *Wichtige Urkunden*, S. 119 f.

- (108) Ebd., S. 114 f.
- (109) Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. I, S. 735. 議長国オーストリアは、性急に裁可を下すよう同盟議会に圧力をかけ、その結果として十分な審議がなされなくままカールスバートの決議が同盟議会で承認された。また、この決議に関して全会一致と記した偽の議事録と、棄権票の存在を示す真の議事録が別に作成された。後者の議事録は後に発見される」となる。Ebd.
- (110) Provisorische Bestimmungen hinsichtlich der Freiheit der Presse von 20. September 1819. ノの規定にてこゝでは、Huber, Dokumente, Bd. I, S. 102-S. 104. を参照。マッテリックは九月一五日、「私が九ヶ月間お腹で温めてきた子どもが〔こうじ〕の世に生まれ出た」と述べ、「こんな輩が洗礼の際にこの子どもに異なる名を与えるだろう、ある者は怪物だと、ある者はよい出来だと、そしてまた別の者は愚鈍だ、なんとか呼ぶだらう」と同盟アレス法を評している。その翌月にも彼は、「カールスバートで生まれた私の子どもはやんちゃ *böse* である。彼は殴ったり噛みいたりし、多くの悪人やそれ以上の悪者に強烈な攻撃を加えるだろう」と記しており、ノからアレス法の検閲制度に寄せる彼の期待が見て取れる。Metternich-Winneburg, Bd. 3, S. 245 f.
- (111) Protokolle der Deutschen Bundesversammlung, Bd. 9, § 131. によれば、「同盟内の安全と公の秩序を確実に維持するための暫定的な措置」¹¹²一九年のアレス法の延長を一八一四年同盟議会は決議した。公の秩序と安寧を乱す事件は二四年の段階においても後を絶たず、ノのよくな現状を斟酌すれば、アレス法のもつ実効性はなお有効なものであると言ふのが延長の理由であった。
- (112) *Verfasser Herausgeber Verleger* ノと *Redakteur* それぞれの職務の特質について M. Löffler, Presserecht, München, 1997, S. 16 ff. を参照。や。
- (113) Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. I, S. 744 f. アレス法一条の事前検閲は、DBA一八条dの定めるプログラム規定を完全に廃棄したとフーバーは主張する。そのうえで、一〇年代、二〇年代におけるドイツのアレス政策は、同盟から加盟国への干渉によって展開すると彼は論じる。同盟体制の権力構造を解明するという彼の関心から、アレス法はノの権力構造を読み解くひとつの題材として扱われ、フーバーは、ドイツ同盟はこのアレス法によって同盟国の主権を制限する力をもつたという結論に至つている。Ebd., S. 742 ff.

(114) 翌年のウィーン最終規約でも、DBA一八条dには確定的な有権解釈が与えられていない。最終規約六五条は、「同盟規約一六条と一八条、一九条という特定の規定が同盟議会での審議に付すよう定めたテーマについては、同盟国の同意にしたがいそれらのテーマについての一律的な命令が制定されるよう今後も常に論じられ続け」と定めており、プレスの自由に関する有権解釈は保留された。それに対し「三条の「ラントン・ユテンデ制」の解釈については多くの条文で規定され、最終的には君主主権の堅持が確認されている。ウィーン最終規約については、Huber, Dokumente, Bd. I, S. 91-S. 100. を参照せよ。

(115) 北ドイツにおける立憲化とそのなかでのプレスの自由の保障については、Huber, Verfassungsgeschichte, Bd. I, S. 745. を参照せよ。フーバーは、これらの立憲化が同盟によるやむなる干渉を招く契機となつたとみなす。しかし、これらのラントの憲法がプレスの自由になお言及していることがむしく、ドイツでのプレスの自由の展開を論じるうえでは重要である。つまり、同盟プレス法制定後にもプレスの自由の保障がラント法レベルで確認できるということ、これらの憲法規定をめぐつてマッテルニヒの率いる同盟とラントが衝突するということはともに、プレスの自由という法理論が、たとえ微弱であろうとも、ドイツに根を下ろし、フランクフルト帝国憲法の下地を準備したことを示す一例として評価できよう。